

## 10 備え付けなければならない会計帳簿（政治資金規正法施行規則第13号様式）

政治団体用（これに準じたものを備え付けてください。）

### 1 収入簿

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1 個人の負担する党費又は 会費	1 何 々々 2 何 々々 ⋮ 合 計			
2の1 寄附（政党匿名寄附 を除く。）				
(1) 個人からの寄附	1 何 々々 2 何 々々 ⋮ 小 計			
(2) 法人その他の団体から の寄附	1 何 々々 2 何 々々 ⋮ 小 計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何 々々 2 何 々々 ⋮ 小 計 合 計			
〔寄附のうち寄附のあっせ んによるもの〕				
(1) 個人によるもの	1 何 々々 2 何 々々 ⋮ 小 計			

(2) 法人その他の団体によるもの	1 何 々々			
	2 何 々々			
	⋮			
	小 計			
(3) 政治団体によるもの	1 何 々々			
	2 何 々々			
	⋮			
	小 計			
	(合 計)			
2の2 政党匿名寄附	1 何 々々			
	2 何 々々			
	⋮			
	合 計			
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
(1) 機関紙誌の発行事業	1 何 々々			
	2 何 々々			
	⋮			
	小 計			
(2) 政治資金パーティー開催事業	1 何 々々			
	2 何 々々			
	⋮			
	小 計			
〔政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳〕				
	(1) 何 々			
ア 個人からの対価の支払				

	① 何	々
	② 何	々
	⋮	
イ 法人その他の団体 からの対価の支払	① 何	々
	② 何	々
	⋮	
ウ 政治団体からの対 価の支払	① 何	々
	② 何	々
	⋮	
	計	
〔政治資金パーティー の対価に係る収入の うち対価の支払のあっ せんによるものの内 訳〕		
ア 個人によるもの	① 何	々
	② 何	々
	⋮	
イ 法人その他の団体 によるもの	① 何	々
	② 何	々
	⋮	
ウ 政治団体によるも の	① 何	々
	② 何	々
	⋮	
	(内訳の計)	
	(2) 何	々
	⋮	

	(内訳の計)		
(3) その他の事業	1 何々々		
	2 何々		
	⋮		
	小計		
	合計		
4 借入金	1 何々々		
	2 何々		
	⋮		
	合計		
5 本部又は支部から供与された 交付金に係る収入	1 何々々		
	2 何々		
	⋮		
	合計		
6 その他の収入	1 何々々		
	2 何々		
	⋮		
	合計		
収入の総額			

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
(1) 人件費					
	1 何々々				
	2 何々				
	⋮				
	合計				
(2) 光熱水費					
	1 何々々				
	2 何々				
	⋮				
	合計				
(3) 備品・消耗品費					
	1 何々々				
	2 何々				
	⋮				
	合計				
(4) 事務所費					
	1 何々々				
	2 何々				
	⋮				
	合計				
	総計				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費					
	1 何々々				
	2 何々				
	⋮				
	合計				
(2) 選挙関係費					
	1 何々				

	2	何	々
		⋮	
		合	計
(3) 機関紙誌の発行 その他の事業費			
ア 機関紙誌の発 行事業費	1	何	々
	2	何	々
		⋮	
		合	計
イ 宣伝事業費	1	何	々
	2	何	々
		⋮	
		合	計
ウ 政治資金パー ティー開催事業 費	1	何	々
	2	何	々
		⋮	
		合	計
エ その他の事業 費	1	何	々
	2	何	々
		⋮	
		合	計
(4) 調査研究費	1	何	々
	2	何	々
		⋮	
		合	計

(5) 寄附・交付金	1	何	々			
	2	何	々			
		⋮				
		合	計			
(6) その他の経費	1	何	々			
	2	何	々			
		⋮				
		合	計			
支 出 の 総 額						

3 運用簿

運用の目的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項				備考
項 目	摘 要	金 額	年月日	金 額 (a)	預入れ等に係る金銭等の金額 (b)	収入金額 (a)-(b)	年月日	
1 預金又は貯金	1	何	々					
	2	何	々					
		⋮						
2 国債証券等	1	何	々					
	2	何	々					
		⋮						
3 金銭信託	1	何	々					
	2	何	々					
		⋮						

## 〔会計帳簿記載要領〕

### 1 収入簿

- (1) 収入簿には、この様式に定める区分に従い、すべての収入を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。
- (2) 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあっては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- (3) すべての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。）、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載すること。
- (4) 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日を記載するものとし、その件数は、「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載すること。
- (5) 寄附（政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下(7)を除き、1において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下(6)において同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定するものであって同項ただし書に規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。）であるときはその旨を記載すること。なお、記載に当たっては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。
  - ア 個人からの寄附にあっては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載すること。なお、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「<sup>特</sup>甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によつてする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
  - イ 法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。なお、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
  - ウ 政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。
- (6) 寄附のうち、寄附のあつせんされたものについては、寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業



並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、寄附のあっせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載すること。

(7) 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所を記載するものとし、当該場所を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように記載すること。

(8) 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあっては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあっては、「その他の催物事業」というように記載すること。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を備考欄に記載すること。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。

ア 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。イにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載すること。なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」、又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載すること。

(ア) 個人からの対価の支払にあっては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載すること。

(イ) 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。

(ウ) 政治団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党（東京都支部）」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。

イ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあっせんにされたものについては、政治資金パーティーごとに、対価の支払のあっせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあっせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、対価の支払のあっせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載すること。

(9) 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日を記載するものとし、借入先

を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載すること。

- (10) 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を記載するものとし、その本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党乙支部」というように記載し、その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。
- (11) その他の収入については、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載するものとし、その収入の基因となった事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利子」、「乙発行債譲渡益」、「金銭信託（丙信託銀行）運用益」というように記載すること。
- (12) 収入簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (13) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができる。

## 2 支出簿

- (1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。
- (2) 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- (3) すべての支出は、経常経費及び政治活動費に分類、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載すること。
- (4) すべての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあつては、「乙製本株式会社（丙支店）」（当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には「⊗甲党乙支部」というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあつては、その主たる事務所の所在地）を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (5) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。

### ア 人件費

- ・ 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険

料の類をいう。

イ 光熱水費

- ・ 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。

ウ 備品・消耗品費

- ・ 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

エ 事務所費

- ・ 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

(6) 政治活動に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。

ア 組織活動費

- ・ 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。

イ 選挙関係費

- ・ 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。

ウ 機関紙誌の発行その他の事業費

(ア) 機関紙誌の発行事業費

- ・ 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。

(イ) 宣伝事業費

- ・ 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。

(ウ) 政治資金パーティー開催事業費

- ・ 政治資金パーティーの開催に要する費用で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。

(エ) その他の事業費

- ・ 上記、(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。

エ 調査研究費

- ・ 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。

オ 寄附・交付金

- ・ 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。

カ その他の経費

- ・ その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

(7) 支出簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

(8) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認められるものは、適宜、記載することができるものであること。

### 3 運用簿

(1) 運用簿には、この様式に定める区分に従い、法第8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。

(2) 運用とは、金銭等を法第8条の3各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをいう。

(3) 預入れ等に係る事項とは、預金（普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等（国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。）の取得に係る事項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託（元本補てんの契約のあるものに限る。以下同じ。）に係る事項をいう。

(4) 払戻し等に係る事項とは、預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいう。

(5) 収入金額とは、払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた金額をいう。

(6) 預金又は貯金については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預け入れの金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額、預入れの金額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

(7) 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名

称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これを譲渡し、又は償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額、取得の価額、収入金額及び年月日又は償還を受けた価額、取得の価額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

- (8) 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (9) 運用簿は、毎年12月31日（解散等の場合は、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (10) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

## 11 政治団体収支報告書記載例

## 政治団体収支報告書の記載上の注意事項

### 1 収支報告書に記載すべき事項

収支報告書には、その年（1月1日から12月31日まで）における全ての収入及び支出その他の事項を記載し、原則として翌年の3月末まで（国会議員関係政治団体は原則として翌年の5月末まで）に提出する必要があります。

### 2 収支がなかった団体について

収支がない団体も下表の4種類の様式については、必ず作成し、提出してください。

項目	様式(頁)
表紙	その1 (37頁)
収支の状況	その2 (38頁)
資産等の状況	その17 (70頁)
宣誓書	その20 (74頁)

### 3 明細等の記載について

#### (1) 収入

収支の状況（様式その2）のうち「1 収支の総括表」を必ず作成の上、「2 収入項目別金額の内訳」について33頁の表を参考に、該当がある項目の明細を作成してください。

#### (2) 支出

支出の総括表（様式その13）を必ず作成の上、その内訳について34頁の表を参考に該当がある項目の明細を作成し、領収書等の写し（複写機により複写したものに限り）を添付してください。

支払が金融機関への振込の場合は、振込明細書の写し（複写機により複写したものに限り）を添付し、領収書を徴し難かった支出の明細書（第15号様式）、または振込明細書に係る支出目的書（第16号様式）を作成してください。

### 4 宣誓書について（様式その20）

会計責任者の氏名欄への記名押印又は署名が必要です。（記名のみ場合は2頁を参照下さい。）

代表者の氏名欄への記載及び押印については、政治団体を解散するときのみ必要ですので、通常の場合は記入、押印をしないでください。

### 5 国会議員関係政治団体について

#### (1) 政治資金監査について（政治資金規正法第19条の13、第19条の14）

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該報告書に併せて提出しなければなりません。

#### (2) 少額領収書等の写しの開示請求への対応について（政治資金規正法第19条の16）

国会議員関係政治団体の会計責任者は、すべての支出について領収書等を徴し、収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければなりません。

収支報告書と併せて提出することを要しない領収書等（人件費を除く）についても、開示請求の対象となり、別途対応が必要です。（解散した場合を除く。）



P32 3(1) 収入にかかる明細の記載の基準

項目	様式	明細等の記載
(1)個人の負担する党費又は会費	その2	○個人の負担する党費又は会費の金額、実人数を記載 ※法人等が負担する党費又は会費は、法により寄附とみなされるので、寄附に計上
(2)寄附	その2	○寄附金収入の金額を記載し、別途内訳を作成 ○(7)と(8)は、「個人」、「法人その他の団体」、「政治団体」に分類し、それぞれ別葉とする ※法人その他の団体からの寄附を受けられるのは、政党と政治資金団体のみ ※金銭以外の財産上の利益は、時価に見積もった金額
	その7	<b>(7)寄附の内訳</b> ○同一者からの年間5万円を超える寄附（50,001円以上）について、明細を記載（寄附者ごとに小計を記載） ○1人年間5万円以下の寄附については、全てを合算して合計額を「その他の寄附」欄に記載 ※年間5万円以下の寄附であっても、税制上の優遇措置を受けようとするものは明細を記載
	その8	<b>(8)寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳</b> ○同一のあっせん者によりされた寄附で、1年間の合計額が5万円を超えるものについて、あっせん者ごとに明細を記載
	その9	<b>(9)政党匿名寄附の内訳</b> ○政党（支部を含む）等が、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で、1件当たりの金額が千円以下のものについて、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに全て明細を記載
(3)機関紙誌の発行その他の事業による収入	その3	○「政治資金パーティー」、「それ以外の事業」を別葉にして内訳を作成し、全ての収入を記載
	その10	<b>(10)機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳（特定パーティー用）</b> ○様式その3に記載した政治資金パーティーで、対価に係る収入が1千万円以上であるパーティーについて記載
	その11	<b>(11)政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳</b> ○政治資金パーティーの対価の支払額について、同一の者からの支払額が20万円を超えるものについて記載
	その12	<b>(12)政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳</b> ○同一の者によって政治資金パーティーの対価の支払のあっせんをされたもので、金額の合計が20万円を超えるものについて記載
(4)借入金	その4	○借入金について、借入先ごとに、全ての収入を記載
(5)本部又は支部から供与された交付金に係る収入	その5	○当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金について、本部又は支部ごとに、全ての収入を記載（同一団体ごとに小計を記載）
(6)その他の収入	その6	(1)から(5)以外の収入がある場合に作成 ○1件当たりの金額が10万円以上のものについて、明細を記載 ○1件当たりの金額が10万円未満のものについては、一括してそれらの合計金額を「1件10万円未満のもの」に記載



P32 3(2) 支出にかかる明細の記載及び領収書等の写しの添付の基準

	国会議員関係政治団体	資金管理団体 (国会議員関係政治団体以外)	その他の政治団体 (国会議員関係政治団体及び資金管理団体以外)
<b>経常経費（様式その14）</b>			
人件費	×	×	×
光熱水費	1万円超	5万円以上	×
備品・消耗品費	1万円超	5万円以上	×
事務所費	1万円超	5万円以上	×
<b>政治活動費（様式その15）</b>			
組織活動費	1万円超	5万円以上	5万円以上
選挙関係費	1万円超	5万円以上	5万円以上
機関紙誌の発行 その他の事業費	1万円超	5万円以上	5万円以上
調査研究費	1万円超	5万円以上	5万円以上
寄附・交付金	1万円超	5万円以上	5万円以上
その他の経費	1万円超	5万円以上	5万円以上

※ 「×」は記載・添付不要を表します。

※ 政治活動費のうち、その支払先が当該政治団体の本部または支部であるものについては、支出の総括表（様式その13）の備考欄にその額を記載した上で、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳（様式その16）を作成する必要があります。